

**都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案（土壌汚染対策制度）
に関して頂いた御意見とそれに対する都の考え方について**

○注意事項

- ・意見については、明らかな誤字・脱字など一部表現の修正を行っています。
- ・意見の内容を精査し、一部意見を分割・統合したものがあります。
- ・項目の分類は、意見の内容に最も近いと考えられるものに修正しています。
- ・パブリックコメント実施時に分類した1から19までに属しない意見は、20その他に分類しています。
- ・類似する意見に対しては、都の考え方はまとめて示しています。
- ・都の考え方では、次の用語一覧の略称を用います。

【用語一覧】

「法」土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

「改正法第二段階施行」土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）第二段階施行（平成31年春）を指す。

「条例」都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）

「現行条例」平成30年4月1日現在の条例を指す。

「規則」都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年規則第34号）

「指針」東京都土壌汚染対策指針（平成22年告示第407号）

「中環審第一次答申」今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）（平成28年12月12日中央環境審議会）

「中環審第二次答申」今後の土壌汚染対策の在り方について（第二次答申）（平成30年4月3日中央環境審議会）

1 土壌汚染対策指針の作成等（第 113 条関係）

番号	意見	都の考え方
1	有害物質を規則で定め、特定することは賛成である。これにより、土壌汚染の定義が明確化すると考える。	ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。
2	「特定有害物質」は、法の用語として使用されていることから、混乱を避けるために規則で定める有害物質を「特定有害物質」と別の用語とするべきと考える。	法の対象物質と整合させる意図を明確にするため、法の用語と合わせることにしたのですが、混乱が生じるというご懸念も考慮し、引き続き検討いたします。
3	「直接摂取リスク」、「人の健康に支障を及ぼす」、については、例えば、人の口からの直接摂取や、飲用による摂取など、より具体的な内容を付随して追記していただければ分かりやすいかと思えます。今般の改正で、飲用リスクについて定義をされない場合は、見解を示していただけますと幸いです。	直接摂取リスク、飲用リスクの定義は、条例第 114 条の「人の健康に被害が生じるおそれ」に係る規則で定める基準において、法施行令第 5 条と同等の内容を定めることを予定しており、法に倣ったということについては、改正条例の説明資料等の中で明記したいと考えます。 地下水保全を想定した基準については、周辺への地下水汚染の拡大を防止することを目的とした基準であることを、条例の書きぶりにて明らかにし、この目的のための基準値（第二溶出量基準及び第二地下水基準）を規則で定める予定です。
4	条例において「リスク」という文言の定義がありませんでした。土壌汚染対策で該当する有害物質や基準値が何のために設定されているのか明記されることが望ましいと思えます。明文化しても差し支えない時期に来ているかと思えます。	
5	人の健康リスクについては、直接摂取のリスクだけでなく、飲用リスク、地下水保全（周辺環境に係る帯水層の地下水保全）についても規定されるのでしょうか。含有量基準、溶出量基準、地下水基準、地下水保全を想定した基準、それぞれが、何のために設定されているのか、定義を示されるか法を参照させるかたちが望ましいと思えます。	

6	<p>案 113 条関係「直接摂取リスク全般」、案 114 条関係「人の健康に係る被害が生じ、生じる恐れ＝健康リスク」については、位置付けと関係性が多少分かりにくいかと思えます。リスクについての定義は、一括してどこかの条文で明示していただけますと理解しやすいかと思えます。条文には、健康リスクと地下水保全の各定義を別項として規定、並列されますと、より分かりやすいかたちになるかと思えます。</p> <p>例えば、113 条で第三節に係る概要を全般定義した上で、114 条以降の各条文が列記されると、ピラミッドストラクチャーに条文が配置され、より分かりやすいかたちになるかと思えます。</p>	<p>ご提案の趣旨については、改正条例の説明資料等で取り入れたいと考えます。</p>
7	<p>条例 113 条の手前に記載されている「第三節 土壌及び地下水の汚染の防止」には、例えば、「第三節 人の健康リスクの管理と土壌及び地下水の汚染防止」など、健康リスクについて明記されても良いかと思えます。人の健康リスクについては、第三節の各条文に及ぶと思えますので、「節」において記載されること望ましいと思えます。</p>	<p>人の健康リスクの管理は、条例全体の目的として全体を通じて存在しており、第三節の節名はそのための手段を記載したものと考えております。</p>
8	<p>人の健康リスクの考え方について「法と同様に、直接摂取リスク全般が 土壌汚染対策の対象に含まれる書きぶりに改める」にある様に、口や鼻からの直接摂取の危険を「含有量基準を超えた汚染」のみ対象にしている。しかし地下水が汚染されている場合、汚染土粒子も含まれているのだから。地下水で汚染が出た場合は、直接摂取の危険が考慮されていなければならないのでは。特に盛り土であっても地下水が地表まで到達する場合は、直接摂取の危険とみなすべきではないか。</p>	<p>今回の改正では、法との整合を図ることとし、法と同様の健康リスクに係る摂取経路を対象とします。</p>

9	<p>健康へのリスクとして、土壌汚染の直接摂取及び汚染された地下水の摂取を明確化することに賛成である。</p> <p>従来は「大気中への飛散」が、汚染土壌そのものの飛散であるか、汚染土壌から揮発した有害物質の飛散なのかが不明確であった。この点を、汚染土壌の飛散として明確化することにより、条例の目的及び範囲が明確化すると考える。</p>	<p>ご意見、及び法の記載を踏まえて規定いたします。当該箇所の改正は、ご意見で示された理由のほか、土壌含有量基準が、土粒子の飛散によるものに加え、直接土をふれた手を舐める等の経口摂取を対象としていることを踏まえたものです。</p>
10	<p>条例で定められた土壌汚染対策指針は、法に例えると、法施行規則に該当する位置にあるかと思いますが、法施行規則は改定される際にパブリックコメントの手続きがされています。一方、土壌汚染対策指針の改定では、そのような手続きはこれまでなかったように思います。今後、改善されるのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染対策指針の改定の方針については、今回のパブリックコメントの中で示したところです。技術的な事項については、原則として、法の方法に合わせることで、また、都条例独自の検討事項については、引き続き土壌汚染対策検討委員会で公開の場における議論を行って参ります。</p>
11	<p>指針は、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示し、土壌汚染対策の詳細な技術的事項を定めるものであることを条例に明確に規定すべきと考える。</p>	<p>土壌汚染対策指針の位置づけは土壌汚染の調査及び対策の方法等を示すものであり、このことについては、これまでと同様に条例第 113 条において明記します。</p>
12	<p>指定調査機関が調査方法に関し、施主からの要望で左右する事のないような仕組み作り。その場合の罰則規定。またデータを改ざんした場合の罰則規定。</p>	<p>汚染状況調査が適切に実施されない場合、調査義務者が指導の対象となり、間接的に指定調査機関の行った調査の内容についても指導の対象となるものと考えます。条例の規定として指定調査機関に対し直接の罰則を設けることは想定しておりませんが、指定調査機関による不正行為については、当該指定をした行政機関に参考情報として報告すること等の対応は可能と考えます。</p>
13	<p>土壌汚染対策法の調査方法が、汚染の調査方法として対応しきれていないのではないかと。10 mメッシュの中央で一律に調査するという試料採取方法では、見逃す確率が高い。地層の実態を把握する単元調査で成功した例は千葉県にもある。東京都は単元調査を採用し、科学的な調査を目指すべき。</p> <p>土壌採取や地下水採取の場合、複数の調査から都合の良いデータだけを採用する事を禁止すべき。</p>	<p>今回の改正は、「法との整合による合理化」を主目的の一つとしており、基本的に法と同様の調査方法を条例で採用することとしています。複数のデータの取得は法の通知でも禁止しており、仮に複数データが存在することが判明したときは、より安全側のデータを採用することを都において指導しております。条例の調査においても同様に指導しており、ご懸念のような事案が発生しないよう改正後の条例においても引き続き指導をして参ります。</p>

14	<p>条例の土壌汚染調査においては、「簡易で迅速な分析技術」を用いた調査結果の報告も可能とすることが望ましいと思います。平成31年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求において明記されているところかと思いますので、まずは条例の規定において、適用されることが望ましいと思います。</p>	<p>ご提案の内容については、法の調査と同等以上の精度が確保されること等の技術的な検討が必要と認識しており、今後の検討課題として参考とさせていただきます。</p>
15	<p>石油系の汚染を特定有害物質に加える。</p>	<p>現時点において、法における特定有害物質として定められていないことから、条例の規制の対象とすることは予定しておりません。</p>
16	<p>「法との整合を図るため」、「土壌汚染対策で対象とする有害物質」のうち、ダイオキシン類、ガイドラインの油、についてはどのように明文されるのか、自主調査の手続きも規定される関係上、規定されることが望ましいと思います。</p>	<p>法の特定有害物質として定められていないことから、条例上の規制の対象とすることは予定しておりませんが、従来どおり、事案があった場合、ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法、油汚染については油汚染ガイドラインによることを指導助言して参ります。</p>
17	<p>飲み水の基準の規定されている1,4-ジオキサンなど、東京の地下水で見つかり、飲用井戸の使用を取りやめた所があるとのことである。このような物質も入れるべきである。</p> <p>また、環境基本法で、放射性物質も適用されることになったので、それも対象にすべきである。</p> <p>アスベストも加えるべきである。</p> <p>アスベストは、工場跡地や建物解体等工事の跡地などの土壌から大気中に飛散して健康被害を生じるおそれがある。今年、大田区の工場周辺住民にアスベスト特有の中皮腫脂肪被害者が4名発見されたことが発表され、また、石綿健康被害救済法での認定者のうち最長居住箇所を東京都内とする者が、①兵庫県、②大阪府に続いて3番目に多いことから、東京都内の土壌がアスベストに汚染されたことによる健康被害のおそれが現在もありうる。欧米でもアスベスト土壌汚染対策が取られているところが多い。都においても、対象物質に加えるべきである。</p> <p>これらについては、基準値を規定すべきである。</p>	<p>1,4-ジオキサンについては、国において法の対象とするかどうかを検討した末、調査方法の技術上の課題があり見送られたことから、現時点で条例上の対象とすることは予定しておりません。</p> <p>放射性物質については、他法令において取扱いに係る厳重な規制がなされており、また法の規制対象とされていない状況にあり、条例独自の規制は予定しておりません。</p> <p>アスベストについては、国において土壌環境基準の検討がなされていないことから、条例独自の土壌汚染対策による規制制度の実現は難しいものと考えておりますが、建設工事の粉塵規制により条例上の対策を行っております。</p>

18	揮発性汚染物質の危険評価の基準を設ける。	中環審第一次答申において、大気中へ揮散した特定有害物質の摂取リスクについて記載があり、科学的知見を集積していくことが重要としている段階であり、基準の設定は将来的な課題と考えられます。なお、工事の際の揮散については、環境保全対策の中で、モニタリング等の管理対策を引き続き指導して参ります。
----	----------------------	---

2 汚染土壌による健康被害の防止に係る汚染除去等命令（第 114 条関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>対策命令の発出要件を明確化し、その要件として健康リスクの判断基準を法と同様の基準とすることには賛成である。</p> <p>これにより、対策の必要性について、法と条例の考え方が一致し、事業者の混乱が避けられると考えられる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>健康被害防止が目的の条例である。なぜ一番影響のあるはずの距離による(汚染源から半径 500m、1000m など)飲用リスクを今回の改正案では省いて、汚染濃度のみでどこまでもリスクがあるようにしたのか。過剰反応ではないか。</p>	<p>距離による飲用リスクについては、条例第 114 条及びその規定する規則において法と同様に対象とする考えです。対策要件の一つとして土壌及び地下水の汚染濃度（第二溶出量基準及び第二地下水基準）を導入することについては、従来より都条例で対象としている地下水環境保全のための規制の要件を明確化したものであり、そのことは条例第 115 条及びその規定する規則において示します。</p>
3	<p>「命令」を発出する際には、他条文と同様に専門者の委員会による確認手続きが必要のように思います。また、環境基本条例第十条との関係上、今般の改正案においては、命令発出についての規定は、多少早計かと思えます。環境基本計画の策定において命令の発出についての審議はなかったように思います。不利益処分に関する規定のため、この点については、法をそのまま条例に移行させることは難しいように思います。</p>	<p>命令の発出については現行条例にも第 114 条、第 115 条及び第 116 条に規定があり、本改正案ではその要件をより明確化することを意図しております。命令発出にあたっては、要件に該当することの判断により行うこと、判断の方法は法の要措置区域の指定の判断と同様であることから、都度専門家の確認を要するものとは考えておりません。なお、不利益処分に該当するものと認識しており、不利益処分に必要な手続きは実施いたします。</p>
4	<p>対策の命令発出の対象者に「工場又は指定作業場を設置している者」以外の有害物質を取り扱った者を含めるべきと考える。</p>	<p>「条例別表第 1 工場 3(43)」に「有害物質を排出する物の製造又は加工」という対象を広くとった規定があること、「工場又は指定作業場を設置している者以外の有害物質を取り扱った者」を把握することが困難であること、工場又は指定作業場への規制指導の一環であることから、従前どおり有害物質取扱事象者を対象といたします。これは、無認可の工場も対象という立場です。一方で、健康リスクがあると認められる場合には、法第 5 条による土地所有者等への調査命令を検討するものと考えています。</p>

5	<p>命令発令時に、計画書の作成提出及び措置の実施期限を示すことに賛成である。</p> <p>但し、土地の利用状況や必要な工事の規模、周辺住民への配慮等により、早期の計画書作成や措置の実施が困難な場合が考えられる。したがって、弁明の機会付与通知等において、命令を受ける予定の者に対し、標準とされる期限を明示するとともに、当該期限の遵守が困難である場合にはその理由及び合理的に可能な期限について、意見を述べる機会を与えるべきである。</p>	<p>命令は不利益処分に該当することから事前に弁明の機会の付与を実施致しますが、その際には、付与通知にて命令で予定している期限を明示し、合理的に可能な期限について弁明の中で意見として述べる機会を設けられるよう、ご意見を踏まえ、検討いたします。</p>
6	<p>第 114 条の対策を、法の要措置区域において求められる対策とすること、対策の名称を「汚染除去等」とすることに賛成である。</p>	<p>条例第 114 条の対策を法の要措置区域で必要となる措置と同等とすることは原案のとおりといたします。計画の名称は、内部で検討を加えており、条例第 115 条と統一を図り「土壌地下水汚染対策計画」とする予定です。</p>
7	<p>中間とりまとめによると、「将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を導入」とある。</p> <p>法との整合も必要だが、地域の実情に鑑みた条例の独自性も必要である。</p> <p>以下 3 点を考慮すると、地下水汚染が生じている状況であればまだしも、地下水汚染が生じていない土地に関しては、将来世代についても健康リスクがあるとは考えにくく、都条例にあえてモニタリング措置を導入することは不要である。</p> <p>①周辺飲用井戸への汚染の到達速度(ガイドライン Appendix1 には、「地下水汚染を引き起こしてから 100 年程度を目安」として汚染地下水が到達する可能性が高い範囲が設定されている)</p> <p>②地下水基準の考え方(生涯 1 日に 2L の地下水を飲み続けても健康に影響を及ぼさないように定められた基準)</p> <p>③都内の水道普及率はほぼ 100%である(平成 29 年度第 2 回土壌汚染対策検討委員会資料より)</p>	<p>飲用リスクがある汚染への対策については、法の要措置区域で必要となる措置と同等とすることが必要と考えております。対象となる井戸の利用形態については、井戸水の摂取による健康被害を防止する観点から判断をするべきと考えます。当該井戸へ汚染が到達することの判断は、法の運用と併せて引き続き検討して参ります。</p> <p>基準値の設定の考え方は、法と同様に考えており、溶出量基準については、70 年間、1 日 2 L の飲用等を踏まえた設定となっております。他の媒体からの飲用摂取もあることから、井戸からの飲用がこの量に至らない場合でも、当該井戸の水質は地下水基準に適合していることを求めるのが土壌汚染対策の考え方と理解しております。</p>

8	<p>都内の水道普及率はほぼ 100%（平成 29 年度第 2 回土壌汚染対策検討委員会資料より）であるため、都内においては、「飲用リスク」＝「健康リスク」ではないと考えられる。</p> <p>法との整合も必要だが、地域の実情に鑑みた条例の独自性も必要である。</p> <p>飲用井戸の判断基準について、真に「人の健康に係る被害が生じ、もしくは生じるおそれがある」井戸が飲用井戸に該当するように設定していただきたい。</p>	<p>飲用リスクがある汚染への対策については、法の要措置区域で必要となる措置と同等とすることが必要と考えております。対象となる飲用井戸の利用形態については、井戸水の摂取による健康被害を防止する観点から判断をするべきと考えます。</p>
9	<p>地下水観測、地下水調査について東京都において調査が行われているところかと思いますが、飲用リスクや飲用リスクのおそれは、これまでいくつあったのでしょうか。</p>	<p>都が実施している地下水調査について、飲用リスクの観点から集計した結果は、現在持ち合わせておりません。なお、法に基づく調査の結果、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるとして、要措置区域に指定された土地は、平成 22 年度から平成 29 年度までで 99 件となります。</p>
10	<p>「飲用井戸」についての定義は、福祉保健局等の要綱等の飲用井戸に関する規定と整合が図られた上で、地下水の飲用状況について現認されることが望ましいと思います。飲用については、適切な基準の上で認定することが望ましいかと思います。</p>	<p>当該要綱は、井戸設置者に対し、衛生管理を自ら責任を持って行うものとしており、規制指導として井戸の飲用を取り締まるものではありません。このため、「飲用の認定」という考え方はなじまないものと考えます。一方で、土壌汚染対策において対策が必要な飲用井戸については、ご意見も踏まえ、法の運用と併せて引き続き検討して参ります。</p>
11	<p>「飲用井戸」についての定義は、福祉保健局等の要綱等の飲用井戸に関する規定と整合が図られることが望ましいかと思います。</p>	<p>当該要綱は、井戸設置者に対し、衛生管理を自ら責任を持って行うものとしており、規制指導として井戸の飲用を取り締まるものではありません。このため、「飲用の認定」という考え方はなじまないものと考えます。一方で、土壌汚染対策において対策が必要な飲用井戸については、ご意見も踏まえ、法の運用と併せて引き続き検討して参ります。</p>
12	<p>案、ページ 3、2 汚染土壌による健康被害の防止に係る汚染除去等命令(第 114 条関係)、改正の方向性、2)</p> <p>飲用井戸等情報収集の根拠を条例に規定する、とあります。「等」につきましては、70 年間、1 日 2L の地下水を飲用することを想定し、地下水の環境基準や水道水の水質基準と同様の考え方により基準値を設定と理解して良いか。理解が異なる場合は、その理由と根拠をお教え願います。条例に規定することがなく、土壌汚染対策指針に示される場合は、その理由と根拠について、都民ファーストの視点から、お教え願います。</p> <p>環境省におかれて、「指定基準値の設定の考え方」が示されているため。</p> <p>飲用井戸、東京都庁として、定義付けをお願いします。</p>	<p>基準値の設定の考え方は、法と同様に考えており、溶出量基準については、70 年間、1 日 2 L の飲用等を踏まえた設定となっております。他の媒体からの飲用摂取もあることから、井戸からの飲用がこの量に至らない場合でも、当該井戸の水質は地下水基準に適合していることを求めるのが土壌汚染対策の考え方と理解しております。この考え方については、改正条例の説明資料等を通して引き続き示して参ります。</p> <p>土壌汚染対策において対策が必要な飲用井戸については、ご意見も踏まえ、法の運用と併せて引き続き検討して参ります。</p>

13	<p>飲用井戸についての定義はされるのでしょうか。</p> <p>リスクコミュニケーションがされていく上で、当該地下水の毎日 2L 飲用についての明示がありますと円滑なコミュニケーションが実現されるかと思えます。</p>	<p>土壌汚染対策において対策が必要な飲用井戸については、ご意見も踏まえ、法の運用と併せて引き続き検討して参ります。</p> <p>基準値の設定の考え方は、法と同様に考えており、溶出量基準については、70 年間、1 日 2 L の飲用等を踏まえた設定となっております。他の媒体からの飲用摂取もあることから、井戸からの飲用がこの量に至らない場合でも、当該井戸の水質は地下水基準に適合していることを求めるのが土壌汚染対策の考え方と理解しております。</p>
14	東京都内において、2L の地下水を毎日飲用されるかたは、何人くらいいるのでしょうか。	<p>各飲用井戸におけるおおよその飲用量、使用頻度、使用状況等についての調査結果はありますが、ご意見の視点による調査及び集計は行っておりません。</p> <p>なお、1 日 2 L ・ 70 年間の飲用は、基準値設定上の考え方ではありますが、それ以下の飲用量、期間であっても高濃度の際の急性毒性等のリスクも考えられることから、飲用井戸の定義の際には、量及び期間の考え方を 1 日 2 L ・ 70 年間とすることは想定しておりません。</p>
15	これまで措置が行われ、飲用井戸とされてきた井戸のうち、地下水を毎日 2L 飲用された井戸は、いくつ あったのでしょうか。	
16	規定された量の飲用、飲用期間については、どのように把握、確認するのでしょうか。	
17	これまで措置が取られてきた事案において、飲用井戸とされてきた井戸のうち、毎日地下水が飲用されていた井戸は、実際のところ、いくつ あったのでしょうか。	
18	<p>飲用井戸等情報収集の根拠を条例に規定することに賛成である。</p> <p>なお、東京都は水濁法第 15 条 1 項に基づき、地下水の水質汚濁の状況について常時監視義務があり、同法第 16 条に基づき地下水水質の測定に関する計画を作成する義務、同法第 16 条の 2 に基づき井戸の設置者に対し地下水の水質の測定の協力を求めること、同法第 17 条 1 項に基づく公表義務がある。水濁法の協力要請の要件・範囲は「必要な限りにおいて」ではなく、「必要があると認めるときは」となっている。</p> <p>したがって、必要性について東京都の裁量を広くすることができるように、情報提供の要件は「判断するために必要な限りにおいて」ではなく、「必要があると認めるときは」とすることがよいと考える。</p>	<p>法第 56 条（資料の提出の要求等）も同様の記述（必要があると認めるとき）であることから、ご意見について、条文案策定の参考とさせていただきます。</p>

19	<p>飲用井戸とされてきた井戸の所有者と措置の実施者は、どのようにリスクコミュニケーションをこれまで行ってきたのでしょうか。</p>	<p>井戸所有者とのリスクコミュニケーションは、措置の実施者が対策の実施にあたり、必要に応じて、周辺住民を対象とした説明会等を実施しているものと認識しております。</p>
20	<p>円滑なリスクコミュニケーションと関係者が適正に対策を行う上で、飲用井戸の位置については、具体的に情報公開されていくのでしょうか。</p>	<p>井戸の保有状況や利用状況は個人情報に該当するものと認識しており、その情報の公開、提供には慎重な取り扱いが必要と考えております。</p>
21	<p>適切な措置やリスクコミュニケーションが行われる上で、飲用井戸の設置状況と飲用状況については、措置の実施者に適切に情報公開がされることが望ましいと思います。</p>	<p>一方で、中環審第二次答申の「実施措置を行うに当たっての要件として新たに定めるべき技術的基準」において、要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において「評価地点」を設定することで、「目標土壌溶出量」等を設定可能とする新たな考え方が導入されることが示されております。仮に条例で同様の考え方を採用した時にも、事業者の対策内容の検討にあたって飲用井戸との位置関係が重要となることから、個人情報の保護に留意しながら、対策内容の検討に必要な範囲の情報に限り提供することが可能かどうか検討して参ります。</p>
22	<p>措置の計画が立てられる際に、飲用井戸については、さまざまな関係者が相互に現認できるかたちが望ましいと思います。</p>	
23	<p>飲用井戸の「飲用の状況」については、措置実施者も含め、関係者が確認できるかたちとした上で、井戸所有者と関係者との円滑なリスクコミュニケーションが図られることが望ましいかと思ひます。環境基本条例第十七条が反映されるかたちが望ましいと思ひます。</p>	
24	<p>飲用井戸の「飲用の状況」については、措置実施者も含め、関係者が確認できるかたちとした上で、井戸所有者と関係者との円滑なリスクコミュニケーションが図られることが望ましいかと思ひます。環境基本条例第十七条との関係上、望ましい内容かと思ひます。</p>	
25	<p>関係者において円滑なリスクコミュニケーションと適正な対策が行われていく上で、飲用井戸の位置については、具体的に情報公開されるのでしょうか。</p>	
26	<p>飲用井戸の情報提供については、知事にホームページなどを通じた公表を義務付けることが必要である。</p>	

27	<p>飲用井戸等情報の整理、保存及び適切な提供は、知事の努力規定ではなく責務規定とすべきと考える。</p>	<p>法においても努力義務とされたことから、同様の規定とする考えです。条文の書きぶりに関わらず飲用井戸等の情報の整理、保存及び適切な提供は引き続き適切に実施して参ります。</p>
28	<p>飲用井戸の情報更新はどのようにされるのでしょうか。</p>	<p>都の独自の調査の外、井戸情報を保有する関係機関との情報共有により、更新を図っていくことを考えています。</p>
29	<p>井戸についての技術的な見解は、土壌汚染対策指針や通知でされるのでしょうか。帯水層と井戸との関係についての考え方など、例えば、大阪府では見解があったように思います。</p>	<p>地下水測定及び水質モニタリングの際に設置する観測井戸についての技術的事項は指針に記載すべき内容として、引き続き検討して参ります。</p>

3 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等（第 115 条関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>第 1 項の土壌汚染状況調査要請について、法とは異なり、土地所有者ではなく有害物質取扱事業者を対象とすることについて、賛成である。</p> <p>汚染原因であると推定される有害物質取扱事業者が調査をすることは、汚染物質及び汚染箇所の特定に合理性があり、かつ汚染原因者負担の原則から公平性がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>第 1 項の調査要請は、文言上、命令ではないため、行政処分には該当しないと解釈される。したがって、弁明の機会付与通知は行わないこと及び行政指導である旨を明確にして、調査要請を行うべきである。また、調査対象は、当該有害物質取扱事業者が過去に取り扱った物質で、かつ地下水の汚染が認められた物質に限定されるべきである。</p> <p>有害物質取扱事業者が調査要請に応じない場合には、法第 5 条による調査命令を土地所有者に行うかどうか検討すべきである。</p>	<p>調査要請は行政指導である点は、ご指摘の通りと考えており、調査要請を実施する際に留意致します。調査対象については、地下水汚染が認められた物質に限定すべきと考えております。</p> <p>また、健康リスクがあると認められる場合には、法第 5 条による調査命令を検討するものと考えています。</p>
3	<p>地下水汚染対策に係る措置の計画書の作成及び当該計画に基づく措置の命令の発出の対象者に有害物質取扱事業者以外の有害物質取扱者等を含めるべきと考える。</p>	<p>「条例別表第 1 工場 3 (43)」に「有害物質を排出する物の製造又は加工」という対象を広くとった規定があること、「工場又は指定作業場を設置している者以外の有害物質を取り扱った者」を把握することが困難であることから、工場又は指定作業場への規制指導の一環であることから、従前どおり有害物質取扱事業者を対象といたします。これは、無認可の工場も対象としうるという立場です。一方で、健康リスクがあると認められる場合には、法第 5 条による調査命令を検討するものと考えています。</p>

4	<p>そもそも工場認可を適切に取得した工場に対して、後出しの条例や法案が遡及、適用されているという認識がある。もちろん環境をよくするという趣旨には納得しているが、さらに今回上乘せとはどういうことか。受動喫煙条例のような健康被害危機感を、都民自身は土壤汚染に対して持っているのか。喫煙による肺がんの増加などは科学的データもあり、一般に認知されている。一方、豊島の違法産業廃棄物投棄事件や大久野島土壤等汚染といったかなり特異な事件は存在するが、一般的に土壤汚染による健康被害データがあるとか、飲用せずとも健康被害になるであろうと根拠もなく考えてよいものなのか。</p>	<p>対策要件の一つとして土壤及び地下水の汚染濃度（第二溶出量基準及び第二地下水基準）を導入することについては、従来より都条例で対象としている地下水環境保全のための規制の要件を明確化したものであり、そのことは条例第115条及びその規定する規則において示します。</p> <p>一定濃度（第二溶出量基準及び第二地下水基準）を超える汚染がある場合には、地下水環境保全の観点からそれ以上周辺へ地下水汚染が広がらないような対応が必要と考え要件を定めるものです。</p>
5	<p>例えば横田基地など、国内法が及ばない地域での地下水汚染と地下水環境保全については、どのようなかたちで規定されていくのでしょうか。</p>	<p>一般国際法上、駐留する米軍には国内法が及ばないものの、日本の法令を尊重しなければならない義務がありますので、法や条例に準じることが望ましいと考えます。</p>
6	<p>既に都内では多くの企業跡地がありますが、それらは見直さずに済みますか？</p>	<p>施行後に義務が発生するものに対して適用していくものと考えております。</p>
7	<p>既に形質変更時要届出区域とされている土地は、調査が必要となりませんか？</p>	<p>既に形質変更時要届出区域に指定されている土地は、法に基づき調査が実施されており、法により管理されているものとなりますので、調査要請を発出する必要はないものと考えます。</p> <p>なお、新たに条例に基づく調査の契機となった時には、その時点の規定に基づき条例で要する調査を行なうこととなります。</p>
8	<p>「将来にわたる地下水の飲用利用可能性」については、福祉保健局、水道局の事業との関係において、どのように規定されていくのでしょうか。また、可能性はどなたが何の基準で検討するのでしょうか。</p>	<p>将来にわたり地下水の飲用利用の見込みがない土地としては、平成30年度第1回土壤汚染対策検討委員会で示したとおり、公有水面埋立法に基づく埋立地であってこれまでに飲用井戸が確認されていない土地であり、その状況が変わる見込みのない土地を想定して検討しております。その土地の範囲は、運用の一貫性の観点から東京都が定めることが必要と考えております。</p>

9	<p>「将来にわたり地下水の利用が見込まれない場合等」の要件や判断基準を明確に示す必要があると考える。</p>	<p>将来にわたり地下水の飲用利用の見込みがない土地としては、平成30年度第1回土壌汚染対策検討委員会で示したとおり、公有水面埋立法に基づく埋立地であってこれまでに飲用井戸が確認されていない土地であり、その状況が変わる見込みのない土地を想定して検討しております。要件は規則に規定する予定です。その土地の範囲は、運用の一貫性の観点から東京都が定めることが必要と考えております。</p>
10	<p>「地下水の利用」の解釈について飲料水としての利用に限定せず、洗浄用や冷却用としての利用や、地下水の水位が上がって人に触れる場合、とりわけ「地下水の排水処理」なども含むとすべきである。</p>	<p>将来も含めた人の健康への影響の回避が目的であると考えており、対象となる井戸の利用形態については、井戸水の摂取による健康被害を防止する観点から判断をするべきと考えます。</p> <p>地下水の排水処理は、人が摂取する見込みのない利用方法と考えられるため、対象とはしません。</p>
11	<p>第1項の調査要請について、改正案の概要では、「地下水の利用が見込まれない場合等」と記載されているが「地下水の飲用が見込まれない場合等」に変更すべきである。</p>	<p>主として飲用利用を想定しておりますが、法との整合性を図る観点から、原案のとおりいたします。</p>
12	<p>周辺地下水汚染の要件などに該当しない土地について、基準を超えるような汚染があっても対策を要しないとすることは問題である。</p> <p>今後、気候変動によるゲリラ豪雨や洪水、地震などで、地下水の予期せぬ影響変化などが考えられ、汚染土壌を残さないようにして将来世代を含めた快適性を達成すべきである。</p>	<p>将来に渡り地下水の利用の見込みがない土地に対して、汚染土壌を除去するような対策を必須とするのは過剰な負担と考えております。自然災害等の発生の結果、汚染の状況や地下水の利用状況が大きく変わったことが判明した場合は、台帳の記録等を元に必要な対応を検討すべきものと考えます。</p>
13	<p>地下水汚染が拡大するおそれの多い高濃度の土壌として、実際には土質、地盤構成、汚染物質の種類および地下水位等により地下水汚染の発生頻度は変わってくると思われるため、一概に高濃度のみの判断にはならないと思われる。</p>	<p>ご意見のとおり、地下水汚染発生のメカニズムは複雑であると認識しておりますが、規制を適用するためには一定の基準を設定することが必要と考えており、今回、対策を要する要件として一定濃度（第二溶出量基準及び第二地下水基準）の設定を検討しているものです。</p>
14	<p>調査する地下水と、健康を守るためと言われる内容の関係性ありますか？</p>	<p>現に地下水を飲用に利用している地域においては地下水経路で有害物質を摂取するリスクを把握するため、また将来地下水が利用される可能性がある土地においては、将来世代の摂取リスクに対応するために、地下水調査が必要と考えています。</p>

15	地下水観測、地下水調査について東京都において調査が行われているところかと思いますが、事業場による地下水汚染による影響は、これまでいくつあったのでしょうか。	現時点で件数の集計は行っておりませんが、有害物質取扱事業者の廃止時における調査において、地下水汚染が確認された事案は多く報告されており、地下水への影響はあるものと認識しております。
16	第2項の命令は、弁明の機会付与の際に、命令を受ける予定の者に対し、期限等について意見を述べる機会を与えるべきである。	命令は不利益処分該当することから事前に弁明の機会の付与を実施致しますが、その際には、期限を明示したうえで、意見を述べる機会を設けられるよう、ご意見を踏まえ検討いたします。
17	第115条第2項の調査命令の発出は、土壌の汚染土壌処理基準が超過していなければ発出されないとの理解でよいのか。地下水汚染のみが存在するケースは、汚染処理計画および地下水浄化は不要なのか。	条例第115条第2項は、対策に係る命令となりますが、敷地内の土壌の汚染状態が汚染土壌処理基準を超過する場合に適用するものです。地下水汚染のみが存在する土地については、汚染源がその土地ではない可能性が考えられるため、その汚染源を特定した上で、汚染源に対する対応を検討する必要があると考えます。
18	従来の環境確保条例では地下水測定は必須ではなかった。また、近隣の地下水測定による影響調査が必要になることもあり、各自治体は積極的に地下水調査をしていなかったと聞いている。第2回土壌汚染対策検討委員会の資料によると、第2溶出量基準越えや第2地下水基準超えの土地は少なく、「それほど影響は受けにくい」とするデータは本当に信頼に足るものなのか。	現行条例に基づく指針においても、汚染状況調査の際に溶出量基準を超過している場合には、地下水調査が必須となっております。ご指摘の第2回土壌汚染対策検討委員会の資料中のデータは、汚染状況調査により報告されたもののうち平成27年度に報告されたものを集計したもので、年度による変動は考えられるものの、概数を把握するものとして有用であると考えております。
19	現状では土壌汚染があっても形質変更届が圧倒的に多く、廃業時に不動産業者などに売却できた。それによって廃業企業も次のステップに行けたと聞いている。もしモニタリング義務の第2溶出量基準超えの土地になれば売却は困難と思われる。実質的に何もできない、いわゆる塩漬けの土地が増えると思われる。土地の流動性や有効活用の観点から見て、この点はどのように考えているのか。	健康リスクがある場合や周辺に地下水汚染が拡大するおそれがあるような汚染がある場合には、それらに適切に対処したうえで、土地の活用を図ることが重要と考えています。 また、措置はモニタリングに限られるものではないため、土地の利用方法に合わせて実施する措置を選択することで対策と土地活用の両立を図ることが重要と考えております。
20	モニタリングが必要になる場合、その期間はどれくらいになりますか？	法の検討状況を踏まえ、引き続き土壌汚染対策指針の見直しの中で検討して参ります。

21	<p>モニタリング中に地下水濃度が高くなったらどうするのか。特に大阪高槻市のような直下型地震があったら、土壌がかき回されて封じ込めなどの対策義務が生じる第2地下水基準超えの地下水濃度が変わることが考えられる。そのとき、対策や指導はどうするのか。すでに建築物ができていたらどうするのか。また、密集して工場があった地区では、近隣の「土壌汚染対策法適用以前の廃業、改変の土地や、形質変更届済みの土地」から新たに汚染が流入する可能性もあるが、それすら所有者の責任なのか。</p>	<p>モニタリング中に地下水濃度が第二地下水基準を超過した場合は、封じ込め等の対策を要することになります。第二地下水基準は、当該敷地内の土壌汚染が当該地下水汚染の原因ではない場合には適用しないことを予定しております。</p>
----	---	--

4 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務（①調査）（第116条第1項関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>都条例では、義務対象者が原則として事業者であり、法と異なっている。廃止後の調査義務では会社解散や事業主の死亡時に事業承継をしない場合など多くの問題が生じる可能性があり、現行制度のように調査後でない事業廃止を受けない運用の方が事業者には責任を取らせてやすく、破産手続き中にも調査対策費用の工面を検討できるので合理的である。</p>	<p>ご懸念の点については理解しております。現行規定においても、工場等の廃止については、条例第87条の規定に基づき届出られることが原則であり、条例第116条の義務の履行とは制度上直接の関連はありません。今回の改正において、廃止前に調査・対策を実施した場合についても、任意の契機として受理できる制度を新設することから、操業中からの調査対策の実施を促していく予定です。</p>
2	<p>工場等の廃止時の調査報告期限を、廃止等の日から120日以内に変更することについては、法と平仄を合わせることとなり賛成である。</p> <p>但し、これまで、調査報告期限を「工場等の廃止等の30日前」としていたことから、調査報告をしない限り事業廃止届出が容易ではないという形で、調査報告の履行を担保していた側面もあり、同期限の変更により調査報告義務が履行されないケースが増加することは懸念している。特に、事業者が調査報告を行わない場合に改正により所有者が調査報告義務等を負う場合があると考えられるので、これにより所有者が予測できない形で調査報告義務を負うことを避ける配慮が必要であると考えられる。</p>	<p>調査報告期限については、原案のとおり廃止後120日以内といたします。なお、他のご意見にあるとおり、廃止から調査報告期限までの間に土壌の掘削が行われる場合について、対応を検討いたします。</p> <p>ご懸念の点については、廃止の後も工場等を廃止した者を調査義務者としての指導が行われることには変わりはありません。また、調査報告義務の違反があった場合の勧告について、これに違反したときの違反者の公表を行うなど、規制の強化も同時に進めて参ります。</p> <p>なお、事業者が調査報告を行わない場合の土地譲受者又は借地の返還を受けた者の調査義務については、現行条例においても、第116条第4項により定めております。</p>
3	<p>工場又は指定作業場の廃止から調査報告提出までの期間における土壌の掘削を禁止する規定を定めるべきと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、廃止の120日後又は当該土地の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日を報告期限とすることについて、検討いたします。</p>
4	<p>第116条第1項について「工場等の廃止の日から120日以内」の調査報告期限については、「廃止かつ除却の場合」は、「廃止後120日以内かつ掘削の30日前まで」としたほうがよいのではないのでしょうか。</p>	

5	<p>工場又は指定作業場の「廃止」は、廃止届の提出受理を示すのか実質的な稼働停止を示すのかについて明確に示す必要があると考える。</p> <p>また、意図的に廃止届を提出しない場合等における対応について示すべきと考える。</p>	<p>条例第 116 条における「廃止の日」は、条例第 87 条（第 93 条で規定する同条の準用含む）の規定における「廃止の日」と同義になります。廃止届を提出しない場合においては、同条による廃止の届出の義務の規定に違反しているものとして指導を要すると考えます。</p>
6	<p>工場廃止時の調査義務について、法とは異なり、土地所有者ではなく有害物質取扱事業者を対象とすることについて、賛成である。</p> <p>また、調査の期限を、廃止等の日から 120 日以内に変更することについても賛成である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおり汚染原因者である有害物質取扱事業者に調査義務を課し、調査報告期限については、廃止後 120 日以内といたします。なお、他のご意見にあるとおり、廃止から調査報告期限までの間に土壌の掘削が行われる場合について、対応を検討いたします。</p>
7	<p>除却に伴い土地の掘削を行う箇所のみ調査とし、用途が全く独立しているとはいえない土地（敷地内で掘削を行わない箇所）での調査は除却時には実施しなくてよいのか。土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の調査は、廃止時に同時に実施せずに、いつ実施するのか。土地の管理が煩雑にならないか。</p>	<p>除却に伴い土壌の掘削を行う場合は、当該掘削行為による汚染の拡散のおそれが多いため、掘削を行う箇所に限って調査の対象とします。</p> <p>廃止時の調査では敷地全体が調査の対象となるため、土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の調査は廃止時に履行されます。また、その際に、除却時調査を行なった土地も全て調査の対象となりますが、調査以降の当該事業者の有害物質取扱履歴を踏まえて、調査結果を当該箇所の地歴として利用することが可能です。</p>
8	<p>「主要な部分」を「当該主要な部分の除却により、土壌汚染が発生しているとすれば当該土壌汚染が拡散するおそれがある施設」などとするべきと考える。</p>	<p>ご意見も参考にし、「主要な部分」の対象となる施設については、具体例などを示すことが出来るよう、考え方を整理いたします。</p>
9	<p>「主要な」＝「汚染のおそれあり」という概念に変更するということであれば、定義を別に規定するよりも、条文自体をその意図が明らかになるような表現にして明記したほうが、解釈に混乱が生じなくて良いと思います。</p>	<p>従前の解釈を明記したものであり、概念を変更するものではありません。</p>
10	<p>工場除去時の調査義務について、土壌の掘削を行う日の 30 日前までとし、調査対象は有害物質使用工場の除去に従って土壌の掘削を行う箇所に限定することに、賛成である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。</p>

11	<p>建物2階以上に配置される工場または指定作業場については、掘削が生じないと想定されるため、116条の対象外とすることが望ましいと思います。排水管からの漏洩に関する汚染の恐れについては、水道使用と下水道放流の状況について関係局において適切な確認が行われていると思います。漏洩があれば、関係法令と環境確保条例の他条が発動し、114条において適切な措置が行われるかと思います。</p>	<p>現在、法改正関連の議論のなかで、建物の2階以上に配置される有害物質使用特定施設からの汚染のおそれの判断等を検討していると承知しております。排水管からの漏えいについては、操業中に判明したものについては条例第114条の対象となりえますが、調査契機が生じるまで判明しないことも想定されるため、条例第116条の調査においても把握すべきものと考えます。</p>
----	---	--

5 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務（②調査の猶予）（第116条第1項関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>猶予の規定整備及び猶予の申請は原則として工場等廃止者が行うことに賛成である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>猶予の確認に当たって、確認の条件を明確化すること、猶予中の立入確認、猶予の取消の条件及び取消の効果を明確化することは賛成である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案の考え方により条文を検討いたします。</p>
3	<p>工場認可を受けた者及び指定作業場の届出者（以下、事業者）以外の工場等を廃止することができる者は、運用により、死亡した事業者の相続人や親族等、事業者が破産等した場合の破産管財人等としている実態がある。これらの者は、猶予の確認を受けた土地に継続的に関わらない場合があること、さらに、工場等を廃止することができる者が存在しない場合があることから猶予の申請ができる者とその要件を明確に示すべきと考える。</p>	<p>工場等の廃止については、設置者が届け出るものとされており、工場等を承継し設置者の地位を承継した者により廃止届出の手続きがなされている事例については承知しております。</p> <p>猶予の申請ができる者は、工場等廃止者等の調査義務者とし、申請において土地所有者等の同意書を添付させることを予定しております。</p> <p>また、猶予の要件については、法の猶予の要件に加え、当該土地における調査の実施が困難な状況にある場合として、規則に列挙することを予定しております。</p> <p>猶予の確認を受けた者の地位の承継についても整理いたします。</p>
4	<p>調査の猶予について、東京都独自の過重した要件を設けることは賛成であるが、法において猶予を受けている場合には条例に基づく猶予を受けられる等、法との平仄についても一定程度配慮してほしい。</p> <p>なお、事業者と敷地所有者が異なる場合には、猶予中に事業者が調査しないままとなる可能性があることから、所有者の同意または所有者への告知を要件とすべきである。</p>	<p>法の調査義務に基づく調査は土地所有者等に課せられたものとして、過去の地歴も含めた汚染の把握が必要となります。これに対して、条例の調査義務に基づく調査は、汚染原因者である事業者の責任範囲に限った汚染の把握を求めるものです。条例の調査を実施し法の調査が猶予されることについては、各規定の義務者及び求める調査内容の違いからみて問題はないものと考えております。</p> <p>条例の猶予の確認の申請に当たっては、土地所有者等の同意書の添付を義務づけることを予定しております。</p>

5	<p>猶予の要件を独自に加えること、特に「その利用方法からみて当面の間汚染状況調査を実施できない状態にあるとき。」とすることに反対である。</p> <p>「当面の間汚染状況調査を実施できない状況」は不明確である。どんな状況でも、調査ができないということを立証することは困難であり、実質的に猶予を認めないことになりかねない。</p> <p>法とのかい離があまりにも大きいと考える。法と整合性のある要件とすべきである。</p>	<p>条例の汚染原因者責任による調査の実施については、可能な限り猶予せず実施されることが望ましいとの立場によるものです。その上で、「当面の間汚染状況調査を実施できない状態」については、当該土地の利用状況からみて調査を実施することが困難な場合として規則に定める場合に限るものとし、外形的に条件を満たせば猶予の対象となることを明らかにいたします。</p>
6	<p>猶予の取り消しは、不利益処分となることから、猶予の取り消しを行うことができる要件と判断基準を明確に規定するべきと考える。</p>	<p>猶予の確認は、準法律的行政行為として、猶予の要件を満たせば確認を行い、また、取消しの要件に該当すれば当然に取消すものとして、取消しの要件について改めて整理し、明確化致します。この場合、猶予の取消は不利益処分に該当しないこととなります。</p>
7	<p>土壤汚染対策法第3条での廃止件数に対し、ただし書き調査猶予の申請件数は相当数にのぼっている。条例においても猶予を認めると、地下水の環境保全上、悪影響も予想される。</p>	<p>猶予については、当該土地の利用状況からみて調査を実施することが困難な場合にとりて規則に定める場合に限って認めるものとします。</p>

6 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務（③調査義務承継）（第116条第4項関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>法が、状態責任として、土地の所有者の調査義務が土地を譲り受けた者に承継をされているのは、もともとの責任が状態責任であり、土地の所有権に付随した義務だからであると考え。</p> <p>有害物質取扱事業者の調査義務は、汚染原因者としての責任であり、汚染原因者の責任が、土地の譲渡によって汚染原因と関係がない土地の譲り受け人に当然に移行することは、合理性及び公平性に欠けると考える。</p>	<p>制度見直しの議論の中で、条例においても限定的に状態責任の考え方を導入し、調査義務については事業者が調査を実施することが見込まれない場合において所有者等に義務を課す事を検討してきましたが、ご指摘も踏まえ引き続き慎重に検討いたします。なお、現行条例においても、第116条第4項により、事業者が調査報告を行わない場合の土地譲受者又は借地の返還を受けた者の調査義務を定めております。</p>
2	<p>調査義務について所有者に承継させることについては賛成であるが、所有者が調査義務を負担するリスクを事前に認識できる制度設計が不可欠であると考え。</p> <p>すなわち、工場または指定作業場の設置にあたり、（事業者と敷地所有者が異なる場合）現在は特に所有者の関与はないのではないかと考えられるが、工場または指定作業場となるにあたっては、将来的に当該事業者が調査義務を負担しない場合には所有者が責任を負うことを認識する機会を与える意味で、当該敷地所有者にもその旨を告知するか、もしくは指定等にあたって所有者の承諾を得ていることを事業者を示させるべきである。</p> <p>また、工場等の廃止により事業者が調査義務が発生する場合、工場等の廃止についての届出と同時に所有者に対しても、「事業者が調査義務を負担していること」の通知をなすべきである。</p>	<p>現行条例において工場認可申請、指定作業場設置届の届出における土地所有者の関与は規定されておりません。ご指摘の内容については、パブリックコメントの対象とした条文の範囲を超えるため、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>3</p>	<p>土地所有者は必ずしも汚染原因者でも有害物質取扱事業者でもなく、土地所有者に土壤汚染状況調査の義務や汚染拡散防止措置義務を負担させることは、新たに土地所有者の無過失責任を創設することとなるため、その要件については、より慎重に検討すべきである。</p> <p>現行条例は、汚染原因者責任を基礎として制定されており、汚染原因者が義務者となる場合はその帰責性ゆえに広範囲に義務負担を生じさせても正当化されうるが、何らの帰責性もなくリスク回避可能性もない土地所有者に同じ責任を負担させるのは過度にすぎるのではないか。</p> <p>少なくとも、土地の所有者が、土壤汚染状況調査の義務や汚染拡散防止措置義務を負担するリスクを事前に認識可能とし、リスクを回避可能とする設計が必要であると考ええる。</p>	<p>制度見直しの議論の中で、条例においても限定的に状態責任の考え方を導入し、調査義務については事業者が調査を実施することが見込まれない場合において所有者等に義務を課す事を検討してきましたが、ご指摘も踏まえ引き続き慎重に検討いたします。なお、現行条例規定においても、第 116 条第 4 項により、事業者が調査報告を行わない場合の土地譲受者又は借地の返還を受けた者の調査義務を定めております。</p> <p>現行条例において工場認可申請、指定作業場設置届の手續その他条例上の手續における土地所有者の関与は規定されておりません。ご指摘の内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>4</p>	<p>譲渡が行われた場合に、善意の第三者に調査義務を課すことは、使用した有害物質及びその場所の特定が困難であり、合理的な調査が行われない可能性があり、また汚染原因者負担の原則に反して公平性を欠く。</p> <p>したがって、譲り受けた所有者に調査義務を負担させる場合は限定するべきである。</p> <p>具体的には、①調査を行うべき有害物質取扱事業者の所在が不明であり、かつ②譲り受けた所有者が、調査を行うことに同意した場合又は③譲り受けた所有者が、前所有者から譲り受ける際に、重要事項説明書その他の書面により、土壤汚染のおそれがある土地であることを告知されている場合、に限定することが必要であると考ええる。</p>	<p>制度見直しの議論の中で、条例においても限定的に状態責任の考え方を導入し、調査義務については事業者が調査を実施することが見込まれない場合において所有者等に義務を課す事を検討してきましたが、ご指摘も踏まえ引き続き慎重に検討いたします。</p> <p>使用した有害物質及びその場所の特定に当たっては、行政の保有する指導記録等に基づき、調査すべき物質と対象となる施設等の情報提供を受けることが可能となるよう、運用について検討いたします。</p>
<p>5</p>	<p>116 条を改正する場合、事業廃止後に、事業者が存在しない場合、その役員経験者や相続人等に調査義務、対策義務を課すことを明記すべきである。</p>	<p>事業者の地位を承継した者（事業承継者）については、義務が承継されると考えられます。別人格であるものに対して義務を課す事については他法令を見ても極めて限定されているものと承知しております。</p>

6	<p>調査対策義務者が存在しない場合で、所有者が明確でない場合については、都が調査対策義務を負うべきである。</p>	<p>調査対策義務者が不存在となった場合の対応については、法第5条の適用可能性等も含めて事案ごとに対応を検討いたします。</p>
7	<p>不存在は、公示送達などで手続き上は認定しうるが、現実には不存在でないのに不存在と偽られるなど、不公正な取り扱いとなる恐れがあるので、廃止後の調査対策義務付けは問題であると考えます。</p> <p>仮に、廃止後の調査対策義務と改正する場合は、その事業者が法人等の場合は役員経験者や、個人事業主であった場合の相続人等に調査対策の義務付けを承継させる明確な規定を設けるべきである。また、費用負担をしない事業者へ対応するため、事業者抛出による土壌汚染対策基金のような、費用面の担保措置が必要と思われる。</p>	<p>ご指摘の懸念については、不存在の確認方法を示すなどにより不公正とならないような手続き方法を検討いたします。</p> <p>費用負担に係る制度の構築については、基金の原資の調達方法、運用方法等の多くの課題があると認識しており、十分な検討が必要と考えております。</p>
8	<p>有害物質取扱事業者が破産、倒産している場合、または合理的な調査方法により所在が不明である場合(本店及び代表者住所いずれに書留郵便を送達しても、所在不明により返送されている場合等)、法3条、法4条及び法5条による調査義務、調査命令により調査を行うことが合理的かつ公平である。有害物質取扱事業者の株主・代表者又は役員に調査義務を課すことも、法的に困難であると考えます。</p>	<p>条例の規定の範囲で土地所有者等に調査義務を課す事が困難な場合であっても、法の各規定は当然に適用され、土地所有者等による調査が行われるものと考えますので、この調査結果について条例の調査結果として任意に提出できる制度を検討いたします。</p> <p>法人の代表者等へ義務を課す事については、ご指摘のとおりと考えます。</p>
9	<p>「調査を行うべき者が不存在その他の理由により・・・」中の「調査を行うべき者」は、「工場等廃止者」とするべきと考えます。</p> <p>参考：「7 工場又は指定作業場の廃止又は施設の除却時の義務④」の「工場等廃止者が不存在」との違いは何か？</p>	<p>「調査を行うべき者」は「工場等廃止者」及び猶予を取消された者を指します。</p>
10	<p>パブコメ資料の「改正の方向性」の欄にある「調査義務の承継について、合意があったとみなされる場合」という点について、対応する「改正案の概要」の箇所は、「土地の所有者等が調査を行う意向があるとき」になるのか不明ですが、“合意”や“みなされる”とは具体的にどのようなことか示していただきたいと思います。</p>	<p>合意の判断等についての考え方については、必要な事項を通知等で示すことを検討いたします。</p>

11	当該土地所有者等に対する都道府県知事からの通知は、不利益処分となることから、当該通知を発出する要件と判断基準を明確に示すべきと考える。	ご指摘も踏まえ、規定を検討いたします。
----	---	---------------------

7 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務（④汚染があった場合の命令）（第116条第2項関係）

番号	意見	都の考え方
1	有害物質取扱事業者又は工場等廃止者を措置命令の対象とすることは、賛成である。	ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。
2	「工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時の義務」と「命令を发出」との関係が多少分かりにくいと思います。第2項は「有害物質取扱事業者は、報告しなければならない」が望ましいと思います。	当該土壌汚染により健康被害を生ずるおそれがあるかどうかについて、飲用井戸等の情報を有しない事業者が判断することはできないことから、命令の手続きを定めることとしました。
3	有害物質取扱事業者又は工場等廃止者及び土地所有者等が、汚染除去等の措置若しくは地下水汚染対策に係る措置を自発的に実施する又は実施することが見込まれる場合は、命令发出の対象としないことを規定すべきと考える。	命令发出の有無によらず、土地所有者等が自発的に実施する汚染除去等の措置についての計画書等を受理することに関して、手続きを規定する予定です。また、命令の対象となる者が自ら計画書を作成提出し、措置を実施している場合は、命令を发出する必要がないものと考えられます。
4	「命令を发出」しない場合は、その場合について規定することが望ましいと思います。「命令」ではなく通知が望ましいと思います。	汚染原因者である事業者に対する対策の義務付けは、命令によることとし、罰則の対象とすることが原則であると考えております。
5	措置の適否を判断される上で、井戸と飲用状況については、これまで現認された回数は何回あったのでしょうか。またその状況については、関係者に対してどのように教示されたのでしょうか。	現行規定においては、措置の要否に関して飲用井戸の確認を求めておりません。なお、一部の区市において、井戸の飲用状況を踏まえて措置の指導を行っている事例が存在することは承知しております。
6	法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、「地下水汚染が拡大するおそれの多い高濃度の土壌又は地下水の汚染がある場合（第115条相当）」に措置命令を发出できるとすることについては、賛成ではあるが、当該措置命令は敷地外への汚染の流出・拡大防止に着目した限定的な措置のみ認められるべきである。	ご意見のとおりと考えており、当該命令に基づく措置は周辺への地下水汚染の拡大の防止に必要な限度において実施するものであることを条例にて明記するよう、検討いたします。

7	<p>汚染の拡散防止措置の実施について、埋立地等で地下水飲用の可能性がない土地についても措置を義務付けることに反対である。また、当該措置命令は敷地外への汚染の流出防止のための措置に限定すべきである。</p> <p>法とのかい離が大きすぎるのが理由である。また、工場地帯では、事業者の変遷、合併、分割等が行われている場合があり、現在の有害物質取扱事業者が汚染原因者ではない可能性もある。</p>	<p>ご意見の内容については、周辺への地下水汚染の拡大防止のための措置と読み替えさせていただけば、条例第 115 条第 1 項の適用除外となる埋立地においては措置を要しないという都の考え方とも合致しており、その旨を条例にて規定する予定です。</p>
8	<p>汚染の拡散防止の措置を土地所有者等に課すことについても、基本的には賛成である。調査の結果、事業者が実施しない場合に汚染が存在を認識されつつ対策が取られないことは避けるべきである。また、土地所有者としても、対策義務が課されないと、事業者に対する損害賠償請求等が不可能ではないにせよ不明確ともいえる。</p> <p>ただし、条例 116 条 4 項関係（③調査義務承継）でも指摘したとおり、事業者と敷地所有者が異なる場合に、所有者が最終的には当該義務を負担するというリスクを認識して、工場等設置者となりうるような事業者に土地を使用させることを確保するような制度とすることが必要である。特に、調査義務を超えて、更に対策義務を土地所有者等に課すこととなる以上は、既存の工場等に関して、都条例の改正により所有者が調査義務を負担することを事業者に告知させる等の措置が不可欠である。</p> <p>また、所有者が対策義務を負うことの反面として、費用負担（条例 121 条）に関して、土壤汚染対策法 8 条と同様に、費用請求に法的根拠を与えるべきである。</p> <p>むしろ、そのような制度の導入が難しいのであれば、土地所有者に対して対策義務を負担させるべきではなく、調査により土壤汚染が発覚した場合には、土壤汚染対策法 5 条にあたるような場合に限って、同法により、土地所有者に対して対策義務を課すべきと考えられる。</p>	<p>現行条例において工場認可申請、指定作業場設置届の手續その他条例上の手續における土地所有者の関与は規定されておられません。</p> <p>汚染による健康被害の防止の目的を達成するために必要な範囲で所有者等に対して対策義務を課することを検討してきたものですが、ご指摘も踏まえ引き続き慎重に検討いたします。</p> <p>なお、民法の規定に抵触するため、条例において請求権に関する根拠規定はおくことができないものと考えます。</p>

9	<p>「工場等廃止者が不存在の場合」については、法人の清算結了、法人および個人事業者の破産（再建型の法的手続は除く）、事実上倒産などを含むべきである。この場合にも破産管財人が就任した場合には、同破産管財人が行いえる範囲で行うよう運用すべきである。</p> <p>個人の事業者が死亡したときには、相続人が調査義務を承継するものとし、不存在の場合には当たらないとすべきである。相続人は、事業承継者に限定することは避けるべきである。すなわち、事業を承継するものを相続人の1名に限定し、ほかの相続人で資産を分配するなどの回避手段が考えられるなどの弊害があるからである。</p> <p>他方で、法人の代表者や役員、株主が法人に代わって義務を負うとするのは、他法令との均衡からも避けるべきである。</p> <p>また、「当該土地の権利の取得に当たり土地の所有者に過失がない」場合を除くとされているが、むしろ前述のとおり所有者が調査義務を負担することを了知できる制度を設ける代わりに、過失を要件とすべきではない。例外を認める必要があるとすれば、当該例外（例えば条例施行前から事実上工場が廃止されており、事業者所在不明の場合など）を明示すべきである。</p>	<p>汚染による健康被害の防止の目的を達成するために必要な範囲で所有者等に対して対策義務を課すことを検討してきたものですが、ご指摘も踏まえ引き続き慎重に検討いたします。</p>
10	<p>「・・・ただし、当該土地に係る権利の取得に当たり土地の所有者等に過失がない場合を除く。」における「過失がないこと」は、「法的に善意であること」を示すと考えられるが、その判断要件と判断基準を明確に示す必要があると考える。</p>	<p>ご指摘の点については、必要に応じて通知等で考え方を示すことといたします。</p>
11	<p>土地譲渡が行われた場合に、譲り受けた所有者に対し措置命令を行う場合を明示的に限定し、これにより調査が行われない結果となった場合には、法3条、4条、5条に基づく調査の契機によるべきであると考えます。</p>	<p>条例の規定の範囲で土地所有者等に調査対策義務を課す事が困難な場合であっても、法の各規定は当然に適用され、土地所有者等による計画作成及び措置が行われるものと考えますので、これらについて条例の計画及び措置の完了として任意に提出できる制度を検討いたします。</p>

8 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務（⑤対策義務の承継）（第116条第4項関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>土地の譲渡ではなく、有害物質取扱事業者が借地又は借家を返還した場合は、土地所有者に変更がない。</p> <p>しかし、汚染原因者の対策義務を、土地所有者に当然に承継させるということは、法的に合理性がなく、土地所有者に過度な負担が発生する。土地の所有者の措置を行う義務については、法第3条、第4条、第5条に基づき対応することが、法とのかい離の防止及び当事業者の公平に合致すると考える。</p>	<p>汚染による健康被害の防止の目的を達成するために必要な範囲で所有者等に対して対策義務を課すことを検討してきたものですが、ご指摘も踏まえ引き続き慎重に検討いたします。なお、現行条例においても、第116条第4項により、事業者が措置を行わない場合の土地譲受者又は借地の返還を受けた者の措置義務を定めております。</p>
2	<p>土地譲渡が行われた場合に、譲り受けた所有者に対し対策義務を承継させるケースを明示し、これに限定されるべきと考える。</p> <p>罰則は適用されず、勧告の対象としても、譲り受けた所有者に対する財政的な負担は重大であり、法とのかい離が大きいだけでなく、公平性に欠けると考える。土壌汚染対策は、数億円の費用が必要となる場合もあることを考慮すると、汚染地であることを知らずに購入した第三者に、実質上これを強制することは、法的バランスを欠くと考える。</p>	

<p>3</p>	<p>工場等廃止者が措置を行わずに譲渡した場合に土地の所有者等に対策義務を承継させることに基本的に賛成である。しかしながら、罰則を適用せず、指導・勧告に留めることで所有者に義務を課すこととのバランスを取っていると考えるのは合理的ではない。</p> <p>そもそも所有者に対策義務を負担させる以上は、所有者の承継・変更によって責任に差異が生じるのは不合理であって命令を発出できるとすべきと考えられる。そして、むしろ、前提としては、土地承継にあたって、土地に関して所有者に調査・対策義務が存在すること（生じえること）、不動産売買における重要事項説明義務の対象とするなどして、そのようなリスクを負担していることを承知したうえで土地所有者が当該土地を取得するという状況となることを確保する必要がある。</p> <p>前述のとおり、むしろ、そのような制度の導入が難しい場合には、土地所有者に対して対策義務を負担させるべきではなく、調査により土壌汚染が発覚した場合には、土壌汚染対策法5条にあたるような場合に限って、同法により土地所有者に対して対策義務を課すべきと考えられる。</p>	<p>汚染による健康被害の防止の目的を達成するために必要な範囲で所有者等に対して対策義務を課すことを検討してきたものですが、ご指摘も踏まえ引き続き慎重に検討いたします。なお、現行条例においても、第116条第4項により、事業者が措置を行わない場合の土地譲受者又は借地の返還を受けた者の措置義務を定めております。</p>
<p>4</p>	<p>改正の方向として、工場又は指定作業場の設置される段階から、教示していく規定が設けられることが望ましいと思います。</p>	<p>現行条例において工場認可申請、指定作業場設置届の手續における土地所有者の関与は規定されておりません。ご指摘の内容については、パブリックコメントの対象とした条文の範囲を超えるため、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>5</p>	<p>「条例運用上の課題への対応のため、工場等廃止者が措置を行わずに土地の譲渡等の権利の移転や土地・建物の返還を行った場合、土地所有者等に措置の実施義務及び計画作成・提出等の義務を課し、指導の対象とする。新たに実施等義務を負った土地所有者等については、実施等義務に違反した場合でも罰則は適用されないが、第120条に基づく勧告の対象とする。なお、健康リスクのある土地で措置未実施の場合については、法第5条による土地所有者等への調査命令の発動要件を満たすことも指導の際に示し、土地所有者等に対して対策を促していく。」</p> <p>とあります。汚染原因者が措置の実施前に所有権を移転した場合、所有権者には罰則が適用にならなければ、意図的に未処理のままの売買が横行しそうに思います。</p>	<p>汚染原因者については罰則が適用されるべきと考えますが、汚染原因者でない土地所有者等に対し義務を課す事及び罰則を適用することについては、多くの意見もあることから慎重に判断することが必要と考えております。なお、当該土地の対策の実施状況等は、新たに設けられる台帳制度により、一般に公開されることとなります。</p>
<p>6</p>	<p>新たに実施等義務を負った土地所有者等が実施等義務に違反した場合について、罰則の適用対象とするべきと考える。</p> <p>罰則の適用を除外することとした理由を示していただきたい。</p>	

9 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務（⑥汚染地の改変）（第 116 条第 3 項関係）

番号	意見	都の考え方
1	汚染地の改変について、法との整合性を図り、拡散防止の範囲を限定し、その義務を土壌汚染地の改変を行おうとする者に課すること等、改正案の概要について賛成である。	ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。
2	汚染拡散防止計画書の届出に係る期限（届出から工事着手が可能となるまでの期間）を定めるべきと考える。	法の第 12 条及び第 16 条の届出が実施の 14 日前を期限としているところですが、条例においては第 117 条の各規定において期限を定めておらず、そのことによる支障も特段生じていないことから、期限を定めることは予定しておりません。

10 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務（⑦操業中の自主的な調査対策）（第116条関係）

番号	意見	都の考え方
1	自主的な調査・対策について、任意で行うことが出来る制度を設けることに賛成である。	ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。
2	自主的に実施される調査の調査方法等は、条例（及び法）の調査方法に適合する必要があることを規定するべきと考える。	ご指摘のとおりと考えており、自主的に実施される調査についても指針で定める調査方法により行う規定とします。
3	<p>自主的な調査結果を報告した場合、対策義務及びこれに係る命令等の手続き、その他土地改変時の届出義務について、通常の有害物質取扱事業者に対する規定と同様とすることに賛成である。</p> <p>但し、自主的報告の結果について、事業者が誤解しないよう、自主的報告は任意の制度であり、これを行った場合には、命令等の手続きが適用になることを、報告を受理する段階で注意喚起することにより、事業者の不意打ちを防止することが必要であると考えます。</p>	ご指摘のとおりと考え、事業者に対し誤解を生じないように、周知をしていきます。
4	条例で定める自主調査においては、116条の義務を果たしたこととする規定が望ましいと思います。平成31年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求において「自主的に実施した場合、一定の条件の下で適切に行われたものであれば、法の調査・対策の義務を果たしたことになる制度を創設」とされているところかと思しますので、まずは条例の規定において適用させていくことが望ましいと思います。	条例で定める自主調査を実施した後、当該土地において特定有害物質を取扱うことがなかったことの確認ができた場合は、廃止の手続きにあたり新たな汚染が生じなかった旨を調査報告書として提出すれば足りることとする旨を指針で規定する見込みです。
5	自主的な調査の実施結果の相談等において汚染があったことを行政が把握し、かつ自主的な調査の報告がされなかった場合における行政の対応等に係る規定を設けるべきと考える。	当該規定は自主的な調査対策の促進に資するものとする考えでありますが、ご指摘の懸念については、考え方を整理いたします。
6	操業中の自主的な調査対策で、「汚染が確認されなかった調査結果」の届出を促していく方向性が、土地の管理と記録面から望ましいと考えます。	ご意見のとおりと考えます。

11 土地の改変時における改変者の義務(①法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応)(第117条第1項関係)

番号	意見	都の考え方
1	既存の条例により届出の契機が生じる場合に加え、法第4条第1項の届出対象となる土地について全て条例第117条の対象とすることについては賛成である。	ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。
2	改正法第4条と第117条第1項の規定について、敷地面積要件及び改変行為の定義について整合性を図ることは、賛成である。	ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。なお、改正法第二段階施行において、現行条例の対象とならない、敷地面積3000㎡未満の工場等での一定規模(900㎡と想定)以上の改変行為が法第4条の届出対象として新たに追加されます。そのため、本改正内容は、当該行為について条例の対象に加えるというものであり、条例第117条の届出要件を全て法4条と整合させるという趣旨ではありません。
3	土地の改変時の調査・届出義務は、敷地面積を基準とするのではなく、法と平仄を合わせて改変面積を基準として設定すべきである。法と条例の基準概念が異なることにより混乱を生じかねない。	条例は法に先駆けて制定されており、法よりも広い範囲を対象としていることが特徴となっておりますので、敷地面積の概念は残すべきと考えます。
4	第117条を法に合わせて狭めることについては、東京都の実情からして、対象を狭めすぎる事となり、現行条例を維持するのが妥当である。	本改正内容は、改正法第二段階施行において、現行条例の対象とならない、敷地面積3000㎡未満の工場等での一定規模(900㎡と想定)以上の改変行為が法第4条の届出対象として新たに追加されます。そのため、当該行為について条例の対象に加えるというものであり、これまでの条例第117条の対象は原則として維持されます。
5	第117条第1項の調査報告義務についても、第116条第1項の調査義務の改正案同様に、調査期限について「掘削の30日前に」という規定を入れたほうがよいのではないのでしょうか。	条例第117条第1項は過去の地歴を判断するため、届出までに時間を要する場合があります。期限を設けると改変行為の工期に影響を与えかねないため、柔軟に対応できるよう、改変の前までに提出すればよいとしているところです。また、条例第116条は命令発出の手続きに時間を要することから、掘削の30日前としたものです。

6	<p>法4条1項の届出対象を全て条例117条の対象とすることによって、法が施行通知によって届出義務の対象としている土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在しない形質変更が、条例117条の対象になると考えられる。この場合において、同一敷地ではない個別の土地の形質の変更面積の合計が3000㎡以上となる場合は、条例117条の対象となるが、当該面積の合計が3000㎡未満の場合は、条例117条の対象とならないこととなり、合理性を欠くものと思慮する。したがって、条例においても同一の敷地ではない複数の敷地における改変について届出対象とする要件を規定する必要があると考える。</p>	<p>条例第117条の対象となる土地は、「規則で定める面積以上の土地」としており、一般的には敷地と解していることが多いものの同一敷地に限っているものではございません。そのため同一の土地とするか否かは法と同様に事業の一体性等により総合的に判断していくものと考えております。</p>
---	--	---

12 土地の改変時における改変者の義務（②適用除外）（第117条第1項関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>通常の管理行為、軽易な行為、非常災害時の応急措置行為については、適用除外である旨を規則に明確化することは、賛成である。</p> <p>非常災害のために必要な行為は、事後的なものだけではなく、事前の行為も含めるべきである。近時の大阪における地震でブロック塀の倒壊による死亡事故が発生している。このように、重大事故防止のために緊急に土地改変を行う必要がある場合には、搬出土壤について適切に分析等を行うことを条件として、改変者の義務適用除外を認めるべきである。</p>	<p>ご指摘の非常災害のための事前行為に関してですが、事前に計画性を持って改変することが予測されるため、届出が必要であると考えております。なお、その行為が通常の管理行為や軽易な行為に該当する場合は、適用除外となります。</p>
2	<p>「通常の管理行為」と「軽易な行為」の2つの要素について、</p> <p>①「通常の管理行為」に該当しても、300m²以上であれば適用</p> <p>②「通常の管理行為」に該当しなければ、300m²未満でも適用</p> <p>という理解でよろしいか示していただければ幸いです。</p>	<p>通常の管理行為「又は」軽易な行為に該当する場合は対象外となりますので、通常の管理行為に該当するものと300m²未満（既往調査で基準超過が確認されている場合は除く）のそれぞれが対象外となります。つまり、通常の管理行為に面積要件はございません。</p>
3	<p>「通常の管理行為」及び「軽易な行為」に該当する行為については、安易な拡大解釈による混乱や不適切事例の発生を避けるために、施行規則に限定列挙して示すべきと考える。</p>	<p>改変行為は様々な種類があり、届出の要否に当たっては個別の判断が必要な事例も発生するため、限定列挙では対応が難しいと考えております。規則には判断の基準となる事項を示し、安易な拡大解釈等が生じないように、通知等で考え方や事例を示したいと考えています。</p>
4	<p>緊急性を要する行為を除く、水道、下水道、ガス、電気工事等及び用水・排水設備の設置、植栽管理行為、既存道路補修等について工事の規模を問わずに「通常の管理行為」とすることは、拡大解釈や不適切事例の発生を防止する観点から不適切であり、工事の規模要件等により「通常の管理行為」の範囲を限定するべきと考える。</p>	<p>通常の管理行為に該当する行為であっても、法第4条の対象となる一定規模以上の形質の変更は条例第117条の対象といたします。</p>

5	<p>「日常性を要する行為」がどのような行為を想定しているのか示していただきたい。拡大解釈による混乱や不適切事例の発生を防止する観点から、具体的な対象行為を限定列挙するべきと考える。</p>	<p>「日常性・緊急性」の記載については、平成30年度第1回土壌汚染対策検討委員会での指摘もあり、より判断の基準として適切な文言を検討いたします。なお、具体的には、汚染の拡散のおそれがなく、かつ列挙した管理行為に類するものを想定しております。具体的な対象行為に関しましては、解釈に幅が生じないように、施行通知等で例を示したいと考えています。</p>
6	<p>適用除外となる行為の明文化にあたって、深度方向が深い改変や、地下水位が高い場合にはどうするのかもご検討いただき、示していただければ幸いです。</p>	<p>条例第117条の適用除外行為は、汚染の拡散の可能性が低い行為を掲げているため、地下水位の規定は設けない予定です。深度方向に関しましても、同様の理由で規定は設けない予定です。</p>
7	<p>今後、老朽化対策を行っていく公共サービス事業が円滑に業務を行えるよう通常管理行為には、道路、鉄道、電話、情報関連設備を含めることが望ましいと思います。適用除外の範囲については、敷地面積ではなく、リスク管理の点から、掘削する汚染土量、移動する汚染土量が望ましいと思います。</p>	<p>水道、下水道、ガス、電気工事等及び用水・排水設備の設置、植栽管理行為、既存道路補修等を通常管理行為として定める予定です。ただし、道路の拡幅等は含みません。(汚染がある場合は適用除外とならないので、ご意見の汚染土量＝土量と読み替えます。) 300㎡の改変面積要件に対するご意見かと思えます。土量で判断すべきという点についても議論はありましたが、計画段階でその正確な把握は難しいことや、300㎡未満の改変は工事の規模として十分小規模であると考えたところです。</p>
8	<p>軽微な行為の規模要件として、10mメッシュ調査などと整合的な100㎡未満とするのが妥当である。</p>	<p>小規模な工事については、届出者及び行政双方の効率性及び負担軽減の観点から、「《改変面積が一定規模未満のもの》」について「軽易な行為」として適用除外とする考えです。その規模として100㎡、300㎡、900㎡を比較検討した結果、現場感覚からも規模をつかみやすいこと、法第4条対象となる改変面積の十分の一という細密さであること、除外となった場合に現在の件数の十分の一程度が届出不要となるものの汚染の把握の観点からは面積的にほぼ影響がないことを踏まえ、300㎡とすることが妥当であると思えました。但し、改変面積が300㎡未満でも、汚染が既に分かっている土地の場合は、汚染の拡散が生じるため、適用除外としないこととします。</p>

9	<p>適用除外を設けること及びその内容については賛成である。ただし、項目 11 に基づけば、土壤汚染対策法では対象とならないケース、具体的には、たとえば、3000 平米以上の敷地で、かつ、300 平米を超えて 900 平米未満となる改変部分の場合には、都条例のみが適用されることになると考えられるが、そのようなケースが生じることを事業者及び土地所有者が十分に認識できるように制度設計をすべきである。たとえば、土地所有者からの承諾書等において、調査・対策義務が発生する場合、土地所有者が同義務を負担・承継する場合があることを明記することなどである。</p>	<p>現行条例におきまして、3000 m²以上の敷地で改変を行う場合は、当該改変面積に関わらず届出が必要だったため、3000 m²以上の敷地における改変行為で新たに届出が必要になるケースはありません。そのため、新たな混乱は生じないと考えていますが、引き続き周知は実施していきます。</p> <p>条例第 117 条は土地改変者への義務となるため、土地所有者からの同意書等は不要ですが、調査の結果については記録の保管・承継の義務の中で土地改変者から土地所有者等に引き継ぐことを条例第 118 条で規定しています。</p>
---	---	---

13 土地の改変時における改変者の義務（③汚染拡散防止措置）（第117条第3項関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>拡散防止計画の変更指示、汚染除去がされていない土地の改変、汚染拡散防止措置完了届当について、改正案の概要に賛成である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>「飲用リスクの有無に関する情報を通知し」とあるため、117条第2項の調査を行い、汚染土壌処理基準不適合が確認された場合は、例えば調査対象地周辺の飲用井戸等の情報が土地改変者に通知される理解でよろしいか。</p>	<p>通知の主たる目的は、改変者が把握しえない飲用リスクの存在を都から伝達し、改変者により健康被害防止のための計画書が適切に作成されるように求めるものです。</p> <p>井戸の保有状況や利用状況は個人情報に該当するものと認識しており、その情報の公開、提供には慎重な取り扱いが必要と考えております。</p> <p>一方で、中環審第二次答申の「実施措置を行うに当たっての要件として新たに定めるべき技術的基準」において、要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において「評価地点」を設定することで、「目標土壌溶出量」等を設定可能とする新たな考え方が導入されることが示されております。仮に条例で同様の考え方を採用した時にも、事業者の対策内容の検討にあたって飲用井戸との位置関係が重要となることから、個人情報の保護に留意しながら、対策内容の検討に必要な範囲の情報に限り提供することが可能かどうか検討して参ります</p>
3	<p>当区を含む各特別区は、114条1項に定める基準に該当することを判断するために必要な情報を必ずしも把握していない実情があることから、土地改変者に対する規準該当に係る通知の発出、汚染拡散防止計画の変更の指示が困難であると考えます。</p>	<p>土地改変者に対する規準該当に係る通知の発出は、条例第117条に基づくものとなり、当該事務は都の事務とされております。なお、条例第114条1項に定める基準の該当性判断に必要な情報、具体的には飲用井戸の情報については、条例第116条の命令発出にも必要な情報であり、都と区市の間で共有していくことを考えております。</p>

14 記録の保管・承継（第 118 条関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>賛成である。土地所有者等への情報の共有は、土地所有者が調査・対策義務を負担しうる以上不可欠である。むしろ、条例に基づく調査及び対策の記録のみならず、土地において使用される有害物質の情報についても土地所有者等と共有すべきである。</p>	<p>条例に基づく調査では、その土地における特定有害物質の使用状況等の把握を行うため、当該有害物質の情報を土地所有者等と共有できると考えます。条例に基づく調査・対策の記録外の情報の共有については、当規定を参考に、自主的な取り組みが進むことを期待いたします。</p>
2	<p>条例に基づく調査・対策の記録を、土地所有者等と共有・引き継ぎ、土地所有者等は共有又は引き継がれた記録を、土地改変者へ提供する義務及び新たな土地所有者等に引き継ぐ義務を明確にすることは、賛成である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。</p>
3	<p>条例に基づく調査実施者、措置に係る計画書を作成した者及び措置を行った者の記録の作成、保管、土地所有者等への引継ぎ、及び土地所有者等の改変を行おうとする者への記録の提供及び土地に係る権利移転があった場合の記録の引継ぎに係る義務違反を把握した場合の対応方法等を施行通知等によって示すべきと考える。</p>	<p>記録の引継ぎに係る義務違反を把握した場合は、条例第 119 条に基づく指導の対象となりますが、ご意見を踏まえ、指導すべき事項などの対応方法について、施行通知等でお示しすることを検討いたします。</p>

15 台帳（新規）

番号	意見	都の考え方
1	汚染土地及び汚染除去土地の情報を、公開の対象とすることに賛成である。	ご意見を踏まえ、原案の考え方により条文を検討いたします。
2	情報公開を積極的に推進することに、賛成である。	ご意見を踏まえ、原案の考え方により条文を検討いたします。
3	台帳の調整、台帳の公開については、委員の意見のとおり、件数が多いようですので、適切な人員を増員、配置した上で施行して行くことが望ましいと思います。公開には、問い合わせ、説明が伴うかと思しますので、適切な都民対応の体制となることが望ましいと思います。「推進」とされる上でも、そのようなかたちが望ましいと思います。	ご意見のとおりと考えており、台帳の対象となる件数、公開に向けた作業内容等を考慮し、適切な対応ができるよう計画的に進めて参ります。
4	台帳の公開方法を具体的に示すべきと考える。	台帳の公開方法については、都民からのニーズを踏まえつつ、台帳調製の実務を行う都及び各区市の情報公開への方針、ルールに従った方法で行うことを想定しております。
5	<p>情報をホームページで公表すべきである。</p> <p>制度の不十分さにより汚染土壌を含む土地が堂々と販売されて、都内企業や都民が購入し重大な被害を受けることを防止できる。事業者や土地所有者が対策をとるインセンティブも働く。</p> <p>但し単に結果だけでなく、深さ何mまでの調査をいつ行ってその深度以下は未調査など、調査方法などの詳細も公表することにより、調査・情報の適切性を担保すべきである。</p> <p>また、外から土を持ち込んだ場合は、その移入時期と量、汚染調査の有無・結果なども台帳に記載すべきである。</p>	台帳の公開の方法及び公開する項目については、ご意見も踏まえつつ引き続き検討して参ります。
6	東京都の武蔵野地区は、戦時中に軍需工場や軍事施設が多く見られる。条例の台帳には基準超過（不適合）物質の記載だけではなく、調査を実施した全ての物質名が記載されると、周辺地をその後に調査する際、非常に参考になるため台帳記載項目としてご検討いただきたい。	台帳に記載する内容については、ご意見を踏まえて、今後検討いたします。なお、都では、法の台帳において、実施した全物質の調査結果が分かる内容を、添付書類として綴っております。

7	<p>土壌汚染情報に関する台帳について、「汚染が確認されなかったことの届出」も、土地の管理と記録面から重要と考えます。台帳に早々に含めることを希望します。また、規制緩和と業務効率化の観点から、Web サイトでの公開が望ましいと考えます。</p>	<p>情報公開促進の観点から、「汚染が確認されなかったことの届出」に係る情報も将来的に公開の対象とすることを検討していますが、他のご意見も踏まえ公開の影響等を慎重に検討いたします。公表の方法及び公表する項目については、ご意見も踏まえつつ引き続き検討して参ります。</p>
8	<p>土地取引や活用の促進、また効率的な土壌汚染状況調査に資するものとして、台帳の調整は賛成であり、汚染の状況、汚染拡散防止措置、土地改変の履歴に加え、「汚染が確認されなかった」との調査結果（調査時点を明示）も、台帳に記録し公開すべきである。但し、個人情報保護の観点から、住所等の個人情報については、土地所有者のみが開示請求できることとする等の制度設計をすべきである。</p>	<p>情報公開促進の観点から、「汚染が確認されなかったことの届出」に係る情報も将来的に公開の対象とすることを検討していますが、他のご意見も踏まえ公開の影響等を慎重に検討いたします。なお、個人の住所等については、東京都情報公開条例第7条の「非開示情報」に該当するため、開示対象とはなりません。</p>
9	<p>汚染が確認されなかったことの届出について、将来的に台帳を調整し、公開の対象とすることに賛成である。</p> <p>土地は転々売買され、または担保として提供されるため、取引の安全の観点から、出来るだけ多くの情報を公開することが必要である。</p> <p>但し、個人情報を含むことが多いこと、データ量が多いことから、不動産の地番（住居表示及び登記簿表示）と汚染又は汚染の除去の概略、汚染の不存在だけを一般公開とし、詳細な情報は情報公開請求によって有料とするべきである。</p> <p>また、指定調査機関等に協力を要請し、個人情報その他公開に適しない情報を予め伏字にする等の方法で提供を受けることがよいと考える。</p>	<p>情報公開促進の観点から、「汚染が確認されなかったことの届出」に係る情報も将来的に公開の対象とすることを検討していますが、他のご意見も踏まえ公開の影響等を慎重に検討いたします。</p> <p>台帳に記載する内容については、ご意見を踏まえて、今後検討いたします。また、届出書類等の提出に際し、個人情報は、最低限必要な箇所を除き、記入しないよう届出書等の作成の手引等で引き続き案内して参ります。</p>

10	<p>土地の汚染の状況や対策、土地の改変の履歴について、法と同様の台帳を調製し、公開の対象とすること、汚染が確認されなかったことの届出についても公開の対象とすること、いずれも賛成である。不動産売買において、調査・対策等に関する情報は、極めて重要な情報であり、買主（候補者）として、（過去の一時点のものであったとしても）その土地の状況を知るのに極めて有意義な情報であるといえる。そのため、汚染が確認されなかったことの届出についてもぜひ公開の対象としていただきたい。</p>	<p>情報公開促進の視点から、「汚染が確認されなかったことの届出」に係る情報も将来的に公開の対象とすることを検討していますが、他のご意見も踏まえ公開の影響等を慎重に検討いたします。</p>
11	<p>「汚染が除去された土地」「汚染が確認されなかったことの届出」についての公開は、「情報公開の推進のため」もあるかと思いますが、まずは、上位にある環境基本条例の内容も踏まえた上で、環境の保全（第十七条）の点から検討されることが望ましいと思います。環境基本計画の策定において、情報公開のあり方については、審議はなかったように思います。</p>	<p>東京都環境基本条例第 17 条及び第 21 条の趣旨を踏まえ、公開の目的を検討したうえで、「汚染が除去された土地」、「汚染が確認されなかったことの届出」に係る情報の公開について慎重に検討いたします。</p>
12	<p>土地は個人や法人の資産であるため、土地所有者の意思がある場合を除き、汚染がない当該地の情報について、行政庁が関与することはあまり望ましいものではないと思います。環境基本条例のとおり、「環境保全」の条文の観点から、汚染がある事案について、健康リスクに関するコミュニケーションを推進されていくことが望ましいと思います。</p>	<p>「汚染が確認されなかったことの届出」に係る情報を公開することに対し、有意義であるというご意見もある一方で、ご指摘の件についても検討が必要であると認識しており、ご意見も踏まえ公開の影響等を慎重に検討いたします。</p>
13	<p>「汚染が除去された土地」「汚染が確認されなかったことの届出」についての公開は、土地所有者の意思を反映することが望ましいと思います。公開されたくない都民もいらっしゃるかと思います。</p>	<p>「汚染が除去された土地」については、法において解除台帳の調製及び閲覧の制度が導入されたことから、「汚染が確認された土地」と同等に公開する考えです。「汚染が確認されなかったことの届出」の公開については、今後慎重に検討いたします。</p>
14	<p>「汚染が除去された土地」「汚染が確認されなかったことの届出」についての公開は、「都民の健康を確保する」ことから離脱した状況であると思いますので、個人資産の保護の点から、慎重な取り扱いが必要と思います。</p>	<p>「汚染が確認されなかったことの届出」に係る情報を公開することに対し、有意義であるというご意見もある一方で、ご指摘の件についても検討が必要であると認識しており、ご意見も踏まえ公開の影響等を慎重に検討いたします。</p>

16 勧告（第 120 条及び第 156 条関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>調査義務違反に対する勧告の氏名公開は反対である。</p> <p>法の調査義務違反について、氏名公表が行われていないにもかかわらず、条例の調査義務違反について氏名公表を行うことはバランスを欠ける。</p> <p>また、汚染原因者でない者、汚染原因者であっても個人である者について、公表による社会的非難にさらすことは、過大な制裁であると考ええる。</p>	<p>条例の他の規制においても、勧告等に従わなかった際の公表が規定されており、それらと比較して条例第 120 条の勧告違反による公表が過大な制裁になるとは考えておりません。</p>
2	<p>調査報告義務違反の勧告がなされた土地の所有者については、個人的な非難の対象となる危険性が低く、また取引等において重要であることから、公表することに賛成である。</p>	<p>勧告がなされた時、当該調査義務のかかっている土地の所在地の情報を公表することを予定しておりますが、この時点で調査義務が課されていない土地所有者等の氏名を公表することは想定しておりません。土地所有者の情報については、必要が生じた際に土地登記簿等を取得することで確認可能と考えられます。</p>
3	<p>勧告においては、他条と同様に、あらかじめ専門知識を有する者から意見を聞くことが望ましいと思います。</p>	<p>当節における勧告は「報告がされない」等、義務が履行されていないことが明らかな場合に実施するもので、条例第二章の勧告のようにその判断に技術的な観点からの専門家の知見を要するものではなく、行政において可能と考えております。</p>
4	<p>勧告、公開については、早急に行うことが望ましい。</p>	<p>勧告及び公開が必要と判断された事案に対しては、速やかに事務を進めることといたします。</p>
5	<p>違反者への勧告から「違反者の公表」までの手続きと公表の具体的な方法を施行通知等によって示していただきたい。</p>	<p>ご指摘の点について、通知等によりお示しして参ります。</p>
6	<p>改正により届出の対象となる改変の件数が増加が見込まれること、比較的小規模な改変が届出の対象となることから、制度の実効性を高めるために勧告に基づく「違反者の公表」とは別に違反者に対する罰則の適用を検討すべきと考える。</p>	<p>条例第 117 条については、法が適用される案件を条例対象に加えることと同時に、適用除外も設けることから、対象となる改変の件数は現状程度で推移するものと考えております。</p> <p>土壌汚染の調査・対策には一般的な罰金の額よりも多くの費用がかかること、土地取引において土壌汚染の情報が重要視されていること等を踏まえ、罰則の適用よりも違反者の公表の方が実効性の向上に資するものと考えております。</p>

17 土地所有者等の協力義務（第 114 条～第 117 条関係）

番号	意見	都の考え方
1	土地所有者等が、土地所有者以外が実施する調査・措置等に協力する義務を規定することについて、賛成である。	ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。
2	土地所有者等の調査及び措置等を実施する者への協力を義務とする場合は、義務違反に対する規定を設けるべきと考える。	土地所有者等が調査及び措置に協力しない場合、調査及び措置の義務者が条例の規定に対して違反状態に置かれると考えられますので、このような違反に関する指導にあたっては、同時に土地所有者等へ協力義務違反についての指導を行うことが必要と考えます。また、調査及び措置の義務者が勧告又は罰則の適用に至っても調査及び措置を実施出来ないとなれば、土地所有者等に規定に基づき義務を課す事になります。

18 適用除外（第 122 条関係）

番号	意見	都の考え方
1	<p>自然由来の土壌汚染について、搬出による汚染拡散リスクの観点から、条例の規定を一部適用することに賛成である。</p> <p>但し、自然由来の土壌汚染が関東平野に広く広がっている現状を考慮し、リスクに応じて基準値の考え方を変更するよう、国と自治体は協力するべきであるとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案のとおりといたします。基準値の考え方の変更に関しては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌」については、引き続き、第 113 条から第 121 条の規定の適用除外とすべきである。</p> <p>自然由来等基準不適合土壌の存在が確認されるのは、法や条例の義務によらずに行った調査によるものが大半を占めていることから、汚染拡散防止の措置についても条例上の義務とはせず、指針等で示すこととすべきである。</p>	<p>条例の手続きの過程において基準超過が確認された土壌については、汚染原因に関わらず汚染土壌の拡散防止が必要と考えております。その観点から、自然由来等基準不適合土壌であっても、搬出による汚染拡散防止に必要な限りにおいて規制を適用することとしたものです。</p>
3	<p>「汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認める」ことの該当要件や判断基準、判断方法を具体的に示す必要があると考える。</p>	<p>「汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認める」ことについては、法の考え方を参考にしつつ、過度な負担とならない方法について、今後、指針や通知等の中で具体的に示して参ります。</p>

19 法との重複に係る整理（規則・指針事項）

番号	意見	都の考え方
1	届出の重複を解消する規定を整備することは、賛成である。	ご意見を踏まえ、原案のとおりとし、可能な範囲での合理化を進めて参ります。
2	土壌だけでなく、地下水の調査方法も、法の規定と整合させるべきである。	地下水の調査方法については、土壌汚染対策指針の検討の中で法の方法も踏まえた検討を行って参ります。
3	法12条及び法16条の届出による条例の汚染拡散防止計画書の提出擬制及び法の措置完了報告の届出による条例の完了届出擬制があった後の土地の形質変更等に対する指導・規制は、法に基づいてなされるものであることを示す必要があると考える。	法と条例の重複する案件の手続きを合理化すると同時に、条例に基づく指導の根拠を残すということを目的に、規定を検討いたします。 また、法と条例の双方の指導が行われる場合については、指導の内容に齟齬をきたすことのないよう、区市との連携をはかって参ります。
4	擬制があった後の調査義務者及び措置義務者等に対する法に基づく規制における特別区の協力等に関する事項を示す必要があると考える。	
5	条例の汚染拡散防止計画書・完了届の届出があったものとみなすことにより、本意見募集別紙第2中の7における汚染除去等の措置及び地下水汚染対策の措置の実施命令の発出ができなくなる可能性があるものと考えられることから、当該みなし規定と各措置命令の発出規定の関係を明確にする必要があると考える。	「条例の汚染拡散防止計画書・完了届の届出があったものとみなす」ことについては、その後の条例上の規定を適用しないことを意図しているものではなく、引き続き条例の各規定が適用される規定とすることを考えております。ご意見を踏まえて、この点が明確になるよう条文化の際に検討いたします。
6	条例の完了届の届出があったものとみなすことにより、その後は法に基づいて汚染除去等の措置が実施されることとなるため、当該みなしによる完了届出の対象に対する区長の指導及び規制に係る根拠規定がなくなるものと考ええる。一方、実態として区長による指導及び規制が必要となる場合が少なくないものと考えられることから、みなし後の条例における指導・規制等に係る規定を明確にする必要があると考える。	「条例の完了届の届出があったものとみなす」ことについては、その後の条例上の規定を適用しないことを意図しているものではなく、引き続き条例の各規定が適用される規定とすることを考えており、条例に基づく指導も継続できるように、ご意見を踏まえて、条文化の際に検討いたします。

20 その他

番号	意見	都の考え方
1	2019年4月公布施行とあるが、周知期間がないのはなぜか。ソフトランディングや対策検討期間をもうけるべきではないか。	これまでも、改正の検討状況は、土壤汚染対策検討委員会の資料及び見直しの方向性等について公開してまいりました。引き続き施行までに周知を十分行って参ります。
2	改正内容が、明確に知らされずにいるため混乱が発生すると考えます。猶予はできませんか？	改正の検討状況は、土壤汚染対策検討委員会の資料及び見直しの方向性等について公開しているところですが、改正の内容が固まったものから明確にすることとし、施行までの期間に周知を十分行って参ります。
3	費用を汚染原因者、その役員経験者や承継者に請求できると明記すべきである。	費用の請求は、民事上行うものであり、ご意見に挙げられた者については、汚染原因者に類するものとして費用の請求を行うかどうかは個々の事案によると考えます。このため、条例の中で明記する予定はございません。
4	立証責任を転換するため、土地所有者が土壤汚染状況調査の義務や汚染拡散防止措置義務を負担することとなる場合の有害物質取扱事業者に対する費用償還請求権や、項目17に記載の土地所有者が協力義務を果たした場合の有害物質取扱事業者に対する費用償還・損害賠償請求権を明示すべきである。	費用の負担について記載している現行条例第121条については、条例第116条の規定に基づく調査措置を土地所有者等が行った場合全般に広げることを予定しております。なお、民法の規定に抵触するため、条例において請求権に関する根拠規定はおくことができないものと考えます。
5	適切な浄化技術の開発と資金助成促進が規定されることが望ましいと思います。平成31年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求において「操業中でも実施できる浄化技術の開発を進めるとともに、対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。さらに、操業中からの対応を促進する」とされているところかと思いますが、まずは条例の規定において制度を創設し、適用させていくことが望ましいと思います。	条例第3条第3項において、技術開発や必要な助成措置に関する規定があることから、これに基づいて引き続き支援等を実施して参ります。

6	<p>6月4日の日経新聞には今回の改正案で、都民の健康被害が防止されるとあるが、根拠はなにか。科学的なデータに基づいているのか。</p>	<p>当該記事を確認しましたが、ご指摘のような「都民の健康被害が防止される」といった趣旨の記載は確認できませんでした。</p> <p>なお、条例全体として都民の健康被害の防止は目的とされており、今回の改正案もその目的を達成するにあたりより適切な方法とするために見直すものです。</p>
7	<p>水質汚濁の汚染防止と土壌汚染対策の所管部が別れており、事前対策と事後対策について、都民として一括して相談することが難しい状況と思います。現場の実態に沿って、法の連続性を踏まえた組織体制も大切なことかと思えます。</p>	<p>両部署間で十分に連携が図れるよう情報共有及び連携した対応等について検討して参ります。</p>